

## 07 財務省 非予算(特区・地域再生再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置'の分類の見直し	'措置'の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置'の分類の見直し	'措置'の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	管理番号	措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	
0720010	開発区域内の公共施設の変更容許と償還	国有財産法第9条の5	各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。(国有財産法第9条の5。)	C		開発区域内における道路法・河川法の適用を受ける道路敷・水路敷の付替手続においては、用途廃止された国有地は財務省に引き継がれることと、これらの法律に基づき交際処分が行われることとなっていることから、当該公共施設の管理権者である自治体等が所管する事項である。また、機能を有している法定外公共物に対する必要であれば、静岡県においては国有財産特別措置法58条に基づきすべての市町村へ当該公共物の譲渡を完了しているところであり、当該市町村が所管する事項である。なお、公共施設管理権者が公共施設の用途を廃止し、将来的にも従来の公共施設の使用用途が必要でない判断した場合は、国有財産として存置する必要があるときには、財務省が用途廃止された国有地を引き継ぐこととなるが、開発業者が物件特定(境界特定・測量)を実施せず引き継ぐことについては、開発区域内の土地の所有関係が不明確なことから、不適当であると考えられる。											1 0 0 4 4 0	開発区域内に包括される公共施設は公共施設の機能を妨げない限度で相対的代償用途を確保することをもって、開発業者が公共施設の位置や形状を変更し、それを使用することができるものとする。	都市計画法に基づき(開発行為において、開発コストを軽減し、迅速な開発完了をめざす。これによって開発行為の結果の受益者の利便と経済性をも図る。) 具体的には、開発行為の申請区域内に包括される公共施設(主として道路敷と水路敷)であっても、代償用途を確保して機能を維持することを条件に、開発業者による位置や形状の変更認め、これを公共施設として存続させ、公共施設の管理権者から借用できるものとする。 これにより、既存の公共施設の効用(社会資本)を維持しつつ、開発費用を削減することができる。	株式会社アイエイアイ	財務省 国土交通省	
0720020	神奈川県内平塚市、大橋町、一宮町(児童保健福祉事務所管内)における精神障害者などの退院促進および活用するための国有財産を活用する提案	国有財産法第11条第1項	国の財産は、法律に基づき(場合を除く)適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けてはならない。行政財産は、売却、賃貸等を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することと期待される。この点に対し、本提案は、新たに無償貸付の対象を追加求めるものであり、従来の財政措置による支援措置を求めるものであることから、検討要請の対象とならざるを得ない。	C		構造改革特別区域基本方針(H18217閣議決定)において、「従来の型財政措置による支援措置を講じることに期待するのは、『自助と自立の精神』をもって『知恵と工夫の競争』を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することと期待される。この点に対し、本提案は、新たに無償貸付の対象を追加求めるものであり、従来の財政措置による支援措置を求めるものであることから、検討要請の対象とならざるを得ない。											1 0 5 1 0	国有財産は、法律に基づき(場合を除く)適正な対価(時価)なくして譲渡し若しくは貸し付けてはならない。行政財産は、売却、賃貸等を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することと期待される。この点に対し、本提案は、新たに無償貸付の対象を追加求めるものであり、従来の財政措置による支援措置を求めるものであることから、検討要請の対象とならざるを得ない。	法務省の審査については用途廃止の上で普通財産として財務省へ引き継がれることとなるが、普通財産であれば提案内容を実現できないか、右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	法務省所管の職員住宅が行政財産から普通財産に戻りながらの活用が期待される。また、提案内容を実現するために適用できる法律があれば、ご教示願いたい。適用できる法律がない場合には、特別措置もしくは地域再生の交通措置として提案内容を実現できないか、右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	国民の感覚から、H18217閣議決定で、精神障害者の1万人余の社会的入院者などの住宅供給であるならば、仮に従来の型財政措置による支援措置を講じることに期待するのは、『自助と自立の精神』をもって『知恵と工夫の競争』を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することと期待される。この点に対し、本提案は、新たに無償貸付の対象を追加し、財政負担を求めることとなるものであることから、検討要請の対象とならざるを得ない。また、上記のほかに、適正な対価(時価)によらず普通財産を売却し、又は貸し付けられる場合については、(1)国有財産法第22条(譲与)、(2)国有財産特別措置法第3条(無償貸付)、(3)国有財産法第28条(譲与)、(4)国有財産特別措置法第5条(譲与)、(5)国有財産特別措置法第6条(譲与)の規定がある。このうち(1)の無償貸付の対象、(3)、(4)、(5)の譲与の対象は地方公共団体等、代贈施設設置者又は寄附者に限られている。また、(2)の無償貸付の対象には社会福祉法人が含まれているが、社会福祉法人の社会福祉施設のうち、当該施設を利用するに当たって、行政主体の行為(措置、サービス実施の委託など)が介する施設が無償貸付の対象となっていない。	
0720030	療養施設のより一層の有効活用を促進するための国庫納付金の算定方法の改善に関する法律第14条	補助金等により取得し、又は効用の増加した政令で定める資産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助金の全部に相当する金額を国庫納付した場合及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	D		補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、政令で定める解除要件に該当する場合のほか、各省各庁の長の承認があれば可能であることから現行法令において対応可能である。なお、財務省は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を所管しているが、個別の補助金等については、法律上、各省各庁の長の権限により運用が行われているところである。												1 0 4 0 0	本において、療養施設の有効活用が緊急かつ重要課題となっているが、一定程度の整備が進んだことから、民間による活用を積極的に検討しなければならぬ状況にあり、地方、現行制度上、民間への譲渡は国庫納付金の範囲内で行うことができないこと、算定方法を改善し、民間による国庫納付(算定額)を促進する観点から、地方公共団体等による国庫納付(算定額)を促進する観点から、地方公共団体の国庫納付金の算定方法を改善するものである。		北海道	財務省 文科科学省	
0720040	補助金等の交付決定取消の適用除外	各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の他の用途へ使用したときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。	C		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定に基づき、補助金等の交付決定取消の適用除外措置については、補助金等に係る予算の適正な執行を担保する観点から不可。												1 0 7 5 0 0	新潟県では、電力移転等交付金(経済産業省)を財源として企業立地資金貸付事業を行うための基金を推進(5/31、4/31、5/31)した。その後の経済環境の変化により貸付事業は低迷している状態あり、基金が有効に活用されていない。そこで本基金の財源である電力移転等交付金の繰上り返上を考慮の上、誘致企業に対する支援施策を想定され、本規定を適用し、貸付計画を柔軟に変更し、補助金等の交付決定取消の適用除外措置を設ける。なお、貸付計画は年次計画で一般会計から基金に全額返済する。		新潟県	財務省 経済産業省	
0720050	補助金を受けて整備した施設(社会福祉施設)の効用に関する法律第22条、同施行令第13条、第14条	補助事業者により取得し、又は効用の増加した政令で定める資産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を国庫納付した場合及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	D		補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、政令で定める解除要件に該当する場合のほか、各省各庁の長の承認があれば可能であることから現行法令において対応可能である。なお、財務省は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を所管しているが、個別の補助金等については、法律上、各省各庁の長の権限により運用が行われているところである。												1 0 8 9 0	水上市6町が合併して誕生した丹波市は各市において、従来の補助を活用した施設が相次ぎ存在し、市として有効活用を図る上で、活用方法を見直すこともに行革の観点でも整理統合が重要な課題となつてきている。 施設(保健施設等)を民間や自治体、NPO法人等の地域活動団体等に対して無償譲渡を可能とする。		丹波市	財務省 厚生労働省	
0720060	下水道補助対象施設(上部利用や施設壁面等)への広告利用等に関する法律第22条、同施行令第13条、第14条	補助事業者により取得し、又は効用の増加した政令で定める資産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を国庫納付した場合及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	D		補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、政令で定める解除要件に該当する場合のほか、各省各庁の長の承認があれば可能であることから現行法令において対応可能である。なお、財務省は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を所管しているが、個別の補助金等については、法律上、各省各庁の長の権限により運用が行われているところである。												1 1 0 0 0 0	下水道施設(上部利用)や施設壁面等の広告利用等に関する法律第22条(決定取消)に該当し交付金返還を促す観点から、本規定を適用し、貸付計画を柔軟に変更し、補助金等の交付決定取消の適用除外措置を設ける。なお、貸付計画は年次計画で一般会計から基金に全額返済する。		大阪市	財務省 国土交通省	
0720070	遊休地遊休施設(自由転用制度)	補助事業者により取得し、又は効用の増加した政令で定める資産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を国庫納付した場合及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	D		補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、政令で定める解除要件に該当する場合のほか、各省各庁の長の承認があれば可能であることから現行法令において対応可能である。なお、財務省は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を所管しているが、個別の補助金等については、法律上、各省各庁の長の権限により運用が行われているところである。												1 1 0 0 0 0	遊休地(空き)国有財産の活用による社会福祉法人への貸し付けまたは無償貸付を行うことができる。更に、適正な対価があれば、国有財産法第20条、財政法第9条に基づき、普通財産は貸付、譲渡を行うことができる。ただし、法律上、こうした取扱いが可能であるもの、行政目的のない(かつ)国有財産については、公用・公共利用優先の原則から、地方公共団体や公益法人等から取得要望を働き、公共性等を踏まえた審査により処分先が決定されることとなる。 また、上記のほかに、適正な対価(時価)によらず普通財産を売却し、又は貸し付けられる場合については、(1)国有財産法第22条(譲与)、(2)国有財産特別措置法第3条(無償貸付)、(3)国有財産法第28条(譲与)、(4)国有財産特別措置法第5条(譲与)、(5)国有財産特別措置法第6条(譲与)の規定がある。このうち(1)の無償貸付の対象、(3)、(4)、(5)の譲与の対象は地方公共団体等、代贈施設設置者又は寄附者に限られている。また、(2)の無償貸付の対象には社会福祉法人が含まれているが、社会福祉法人の社会福祉施設のうち、当該施設を利用するに当たって、行政主体の行為(措置、サービス実施の委託など)が介する施設が無償貸付の対象となっていない。				

07 財務省 非予算(特区・地域再生再々検討要請回答)

Table with 28 columns: 管理コード, 具体的事業を... (事項名), 該当法令等, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類, 措置の内容, 自治体からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類, 措置の内容, 自治体からの再々検討要請に対する回答, 措置の具体的な内容, 具体的事業の実施内容, 提案主体名, 制度の所管部署. Rows include 環境優先の新都市宅地... (20080), 技術力のある... (20200), 酒類製造免許... (02100), 果実酒等の製造... (02101), レモン酒類の製造... (02102), 酒類の製造... (02103), 飲食店小売... (02104).

07 財務省 非予算(特区・地域再生再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管府庁
0720150	限定酒類卸売業免許の創設	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編、酒税法関係第9条第1項関係の6、第10条第11号関係の5	酒類の卸売業免許については、人的要件、場所的要件、経営基礎要件及び需給調整要件を満たす場合に付与することとしている。	C	-	酒類製造者はその製造免許を受けた製造場において製造した酒類を卸売する場合には、新たに卸売業免許を取得する必要はなく、開業を行った者が酒類製造者である場合には、自ら酒類小売販売場に対して販売することは現行の規定上可能である。開業を行った者又は開業を依頼した者が酒類製造者でない場合には、酒類を卸売するに当たって酒類卸売業免許を取得する必要があるが、酒類卸売業免許は、酒税法第10条に基づいた人的要件、場所的要件、経営基礎要件及び需給調整要件を満たす場合に付与することであり、地域の特産物を使用して新しく開業した酒類の販売を例外的に扱うことはその考え方に馴染みがある。この場合にも開業を依頼された酒類製造者において酒類小売販売場に直接卸売するときは、依頼元において酒類卸売業免許を取得する必要はない。(前段はD分類、後段はC分類)		右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	D	-	お尋ねの原料生産者と焼酎製造者の間を調整等する行為については、酒類卸売業免許を取得する必要はない。一方で、酒類製造者と小売業者の間を調整等し、商品や代金のやり取りを行う行為については、取引形態によっては、酒類卸売業免許または酒類販売業免許が必要となる場合があることから、個別・具体的に税務署へ相談されたい。なお、酒類卸売の依頼先である酒類製造者が酒類小売販売場に直接卸売する場合には、依頼元が酒類卸売業免許を取得する必要はない。			D	-	当町が開発した(当町の基幹作物の一つである)大豆を使用した酒類について、当町自身が町内の零細小売店に対して卸売を行い、そこで特産品として小売して頂く。このことで、小売店の売り上げ向上を図ると同時に、捨てた特産品廃棄コストの削減が可能とする。また都市部の方に町に訪れて頂き、特産品酒類を買って頂くことで、都市部との交流の拡大につながる。	1 0 2 0 4 0 0 0	全酒類卸売業免許を取得する際の要件を緩和した規定(酒類卸売業免許を創設する。これは、酒類の卸売業免許を申請する者のうち、特に地域の特産物を使用して新しい酒類の開業を行った者又は既存の製造業者等に開業を依頼した者がその開業した酒類のみの卸売を行う場合に、取り扱う酒類を限定して卸売業免許を付与するものである。取扱い酒類を限定することから、当然に0年平均販売見込額及び需給調整要件は必要ないものと考え、また総額年数については、酒類小売業免許と同様に、国政庁指定の講習の受講に替えることができるものとする。	当町が開発した(当町の基幹作物の一つである)大豆を使用した酒類について、当町自身が町内の零細小売店に対して卸売を行い、そこで特産品として小売して頂く。このことで、小売店の売り上げ向上を図ると同時に、捨てた特産品廃棄コストの削減が可能とする。また都市部の方に町に訪れて頂き、特産品酒類を買って頂くことで、都市部との交流の拡大につながる。	岡山町	財務省
0720160	免税店(保税措置場)の空港施設外への設置許可(国際観光復興)	保税法第4条、保税法基本通達43-1	外国貨物を積卸し、運搬、置きよとする場合には、その場所について、保税措置場の許可を受けなければならない。	D	-	出国者へ外国貨物を販売するため空港外に免税店を設置することについて、販売される外国貨物が空港内の保税措置場の許可を受けた引渡場所において購入者である出国者に確実に引渡され、販売された外国貨物が国内へ入るまで引渡す必要はない。空港内に保税措置場の許可を受け免税店を設置することは現行規定上可能である。		貴省の回答によると、空港内の商品引き渡し場所と空港外の免税品販売所との2カ所について保税措置場の許可が必要となるが、その他に免税販売を実施するために必要となる関税上の手続きがあるか、回答されたい。	D	-	空港外の免税品販売所において販売した物品(現物)を空港内の商品引渡し施設まで運送する場合は、当該物品について税関長に保税運送の申告をし、承認を受ける必要がある。ただし、空港外の免税品販売所において販売した物品と同一物品の代用品を空港内の商品引渡し施設において購入者に引渡すのであれば、保税運送手続は必要ない。いずれにしても、本提案について現行制度上可能である。	D	-	免税店を空港施設外に設置することにより、千葉県の商業・観光収入の増進を図ることを目的とする。現在免税店は空港旅客ターミナルのみ設置が認められており空港外への設置は沖縄振興特別措置法のある沖縄にしか認められていない。空港外の免税店では航空券の提示により商品を購入する事により、購入した商品を空港内で受け取る事により免税を適用する。免税店が空港施設外に設置されることにより千葉県での滞在時間・日数の増加につながり、オプショナルツアー等を企画することができ、千葉県の観光資源を最大限に活用できるようになる。	1 0 8 0 2 0	空港内においてのみ認められている免税店(保税措置場)を空港外へ設置できるようにし、購入した商品を空港内で受け取る事により免税を適用する。	免税店を空港施設外に設置することにより、千葉県の商業・観光収入の増進を図ることを目的とする。現在免税店は空港旅客ターミナルのみ設置が認められており空港外への設置は沖縄振興特別措置法のある沖縄にしか認められていない。空港外の免税店では航空券の提示により商品を購入する事により、購入した商品を空港内で受け取る事により免税を適用する。免税店が空港施設外に設置されることにより千葉県での滞在時間・日数の増加につながり、オプショナルツアー等を企画することができ、千葉県の観光資源を最大限に活用できるようになる。	社団法人日本青年会議所 関東地区千葉ブロッコ協議会	財務省		
0720171	保税加工ソーセージ特設の創設	(1)及び(2) 保税法第5条、保税法基本通達56-1	(1)及び(2) 外国貨物についての加工又はこれを原料とする製造をする場合には、その場所について保税加工の許可を受けなければならない。	1及び2 D	-	1及び2について 保税工場とは、外国貨物について関税及び国内消費税の課税を留保したまま、これを加工し又は原料として製造することができる場所であり、当該保税工場において製造された製品は、海外へ輸出すること又は国内へ引き取ることが可能である。従って、保税工場において、外国貨物である豚肉を原料としてソーセージを製造し、これを国内へ引き取ることが可能である。		1及び2 D	-				1及び2 D	-	保税加工工場より国内へソーセージ製品の見なし輸出を可能にし、併せてこの行為に対して、海外輸入ソーセージと同様の定率関税10%以内で国内流通を可能にする。	1 2 1 0 1 0 0	保税加工工場より国内へソーセージ製品の見なし輸出を可能にし、併せてこの行為に対して、海外輸入ソーセージと同様の定率関税10%以内で国内流通を可能にする。	1. 保税加工工場の認可(国内へのみなし輸出目的許可) 2. 保税加工ソーセージの国内へのみなし輸出 3. 生鮮ソーセージは海外製品同様の10%定率関税にて販売することができる	株式会社九食	財務省	
0720172	保税加工ソーセージ特設の創設	(3) 保税法第4条第1項第2号	(3) 保税工場において製造された製品を国内に引き取る場合には、当該製品の原料である外国貨物を課税物件として関税が課される。	3 C	-	3について 保税工場において製造された製品を国内に引き取る場合に製品を課税物件として課税することにより低い関税率の適用を受けたことによる利益である。構造改革特区においてはは税の減免等従来型の財政措置は用いられないこととされているため、構造改革特区の措置の対象とはならない。		3 C	-					3 C	-	保税加工工場より国内へソーセージ製品の見なし輸出を可能にし、併せてこの行為に対して、海外輸入ソーセージと同様の定率関税10%以内で国内流通を可能にする。	1 2 1 0 1 0 0	保税加工工場より国内へソーセージ製品の見なし輸出を可能にし、併せてこの行為に対して、海外輸入ソーセージと同様の定率関税10%以内で国内流通を可能にする。	1. 保税加工工場の認可(国内へのみなし輸出目的許可) 2. 保税加工ソーセージの国内へのみなし輸出 3. 生鮮ソーセージは海外製品同様の10%定率関税にて販売することができる	株式会社九食	財務省
0720180	バイオエタノールを利用した自動車燃料製造に際する未納税移出手続きの簡素化	揮発油税法第10条第1項、第4条第1項、第2項、第7項、地方道路税法第6条第1項、第7条第1項	揮発油を製造場から移出する者は、その移出する揮発油全量に対して揮発油税の納税義務を負う。ただし、揮発油の製造者が新たな揮発油の製造場に移出する場合には、揮発油をその製造場から移出する者が一定の手続きを行うことを要件として、例外的にその移出の段階での課税を免除している(未納税移出手続き免除制度)。	C	-	現行の未納税移出手続きにおいては、税の保全、免税とする揮発油を特定する必要があること等から元売業者及びE3製造者双方に必要最低限の手続きをお願いしている。具体的には「揮発油税未納税移出手続き届出通知書兼輸入届出書兼移入届出書兼移入証明」1枚のみを作成していたことになっており、手続きが複雑であるわけではない。E3燃料推進会議(環境省地球環境局に設置)においてもE3導入拡大のためには、未納税移出手続きの活用を図っていくことが重要であると指摘されており、今後は所管省庁の指導の下、スムーズな未納税移出手続きが行われるものと期待される。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	-	ご意見によると、問題点は、石油連盟がETBE導入を方針としているため、元売業者からの未納税移出手続きの求めに応じて行われたいこととあり、税制の問題といふよりも、当事者間の問題、及び今後どのようなエネルギーを推進していくのかといったエネルギー政策に係る問題であると思われる。税制に係る部分においては、未納税移出手続きにあたっての必要最低限の手続きをお願いしているところであり、手続きが複雑でないことについてはご理解いただいているものと考えており、財務省として制度の変更をはじめ新たな措置の創設は考えていない。税制以外に係る部分においては、財務省が元売業者を含む石油業界、及びETBEやE3などの今後のエネルギー政策についての主務官庁でないことをご理解いただきたい。			C	-	二重課税回避のために未納税移出手続きを整備されており、手続きが複雑でないことについてはご理解いただいているものと考えており、財務省として制度の変更をはじめ新たな措置の創設は考えていない。税制以外に係る部分においては、財務省が元売業者を含む石油業界、及びETBEやE3などの今後のエネルギー政策についての主務官庁でないことをご理解いただきたい。	1 1 6 0 0 0	ご意見のように必要最低限の手続きであるにも関わらず未納税移出手続きが行われないということ、前回回答させていたように、税制の問題といふよりも、当事者間の問題、及び今後どのようなエネルギーを推進していくのかといったエネルギー政策に係る問題であると思われる。税制においては、必要最低限の手続きによる未納税移出手続きを推進していることについてはご理解いただいているところであり、現行の制度を利用していたようお察しすることにも、現行の制度が活用されるよう、元売業者やエネルギー政策についての所管省庁等と協議された。	登録制度を導入し揮発油の未納税移出手続きを省略することにより、未納税移出手続きの適正利用、バイオ燃料の活用促進を図る。具体的には、バイオ燃料を製造する事業者はあらかじめ、プラント能力、年間のガソリン使用料(概算)、バイオ燃料製造(概算)等を明確にし、登録を行う。ガソリン製造者(元売り)は、揮発油(ガソリン)を登録事業者(バイオ燃料製造者)に対して未納税移出手続きを申請する。登録事業者が交付する受領書を未納税移出手続きの書類とみなす。バイオ燃料製造者は揮発油(バイオ燃料)を移出した際に課税を受ける。というフローになる。(別業あり)	北九州市	財務省	